

とくしま産学官連携プラットフォーム評価・検証部会設置要項

(設置)

第1条 とくしま産学官連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）が行う事業を評価・検証することを目的として、プラットフォーム運営協議会（以下「運営協議会」という。）のもとに、プラットフォーム評価・検証部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を、中長期計画委員会から提出された資料により点検・評価を行う。

- (1) プラットフォーム中長期計画の各年度の達成状況
- (2) その他、運営協議会からの要請に基づく事項

2 部会は、前項の評価結果及び提言事項を評価報告書にまとめ、運営協議会に報告する。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 高等教育機関関係者 8人以内
- (2) 徳島県及び産業界関係者 3人以内
- (3) その他、部会が必要と認めた者

2 委員は、運営協議会の議を経て会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、部会長は第3条第1項第2号の委員の中から互選による。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(部会以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 部会の事務は、運営協議会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、部会について必要な事項は部会が別に定める。

附則

この要項は、令和元年9月17日から施行する。